

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都  
(氏名) A

上記被審人に対する平成20事務年度(判)第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金144万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成21年6月1日

#### 2 事実及び理由

- (1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第16号に掲げる事実

被審人は、東京都目黒区目黒一丁目4番1号に本店を置き、電子・電気機械器具の製造・販売等を目的とするパイオニア株式会社において、監査役として業務執行の監査等の業務に従事していたものである。

被審人は、平成19年3月19日、その職務に関し、パイオニア株式会社の業務執行を決定する機関が、山形県天童市大字久野本字日光1105番地に本店を置き、エレクトロニクス関連製品及び産業用機器の製造・販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第二部に上場されていた東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年4月27日から同年5月14日まで

の間、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、C名義で、自己の計算において、東北パイオニア株式会社の株券合計3200株を買付価額559万8000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

金融商品取引法第175条第2項第2号（平成20年法律第65号による改正前のもの）、証券取引法第167条第1項第1号（平成18年法律第65号による改正前のもの）、金融商品取引法第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

① 金融商品取引法第175条第2項第2号（平成20年法律第65号による改正前のもの）の規定により、当該有価証券の買付けについて公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(2,200円×3,200株)

－ (1,700円×700株＋1,732円×500株＋1,735円×300株  
＋1,752円×100株＋1,753円×200株＋1,759円×500株  
＋1,793円×400株＋1,798円×500株)

=1,442,000円

② 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

平成21年3月31日

金融庁長官 佐藤隆文